公益財団法人日本バス協会理事長 殿

国土交通省 自動車局安全政策課長 旅客課長

バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの見直しについて

本年 10 月 21 日付け事務連絡「感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた業種別ガイドラインの見直しについて(依頼)」において、業種別ガイドラインの見直しについて依頼し、貴協会から見直し案の提出があったところです。

今般、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、貴協会に係るガイドラインの確認作業が終了し、問題ない旨の連絡がありましたので、お知らせします。 なお、今般のガイドラインの見直しを受け、本日付けで以下の事務連絡を廃止としますので、傘下会員に対して周知をお願いします。

- ・事務連絡「バスの待合所やバスターミナルにおける新型コロナウイルス等の感染予防対策について(依頼)」(令和2年2月13日)
- ・事務連絡「バスの待合所やバスターミナルにおける新型コロナウイルス等の感染予防対策について(要請)」(令和2年2月25日)
- ・事務連絡「緊急事態宣言を受けたバスの待合所やバスターミナルにおける新型コロナウイルス等の感染予防対策の呼び掛けについて(要請)」(令和2年4月15日)
- ・事務連絡「緊急事態宣言を受けたバスの待合所やバスターミナルにおける新型コロナウイルス等の感染予防対策の呼び掛けについて(再要請)」(令和2年4月17日)
- ・事務連絡「新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底について(再要請)」 (令和2年4月21日)
- ・事務連絡「バス車内における外気導入による換気の徹底について(要請)」 (令和2年11月4日)
- ・事務連絡「バス車内における感染防止対策の徹底について(要請)」 (令和3年4月27日)